

() 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈教育委員会〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
奨学金支給費	182,000	(165,000)		
奨学金支給費	182,000	奨学金支給者数 2,000人程度		
奨学基金造成費	140,000	(140,000)		
奨学基金造成費	140,000	7年度末基金現在高見込 2,699百万円		
幼稚園教育振興費	11,644	(18,872)		
幼稚園教職員等関係費	11,644			
小学校教育振興費	1,457,212	(1,321,789)		
小学校教職員等関係費	1,457,212			
小学校教育扶助費	405,292	(402,952)		
小学校教育扶助費	405,292			
中学校教育振興費	999,928	(954,064)		
中学校教職員等関係費	957,140			
中学校その他教育振興費	42,788			
中学校教育扶助費	514,152	(523,195)		
中学校教育扶助費	514,152			
高等学校教育振興費	221,966	(213,583)		
高等学校教職員等関係費	206,077			
高等学校その他教育振興費	15,889			
特別支援学校教育振興費	137,345	(121,853)		
特別支援学校教職員等関係費	124,961			
特別支援学校その他教育振興費	12,384			

() 内は前年度予算額を示す 単位：千円

部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
学校保健費	1,908,492	(1,918,691)		
学校保健費	653,493			
教職員等健康管理費	114,301			
学校医療扶助費	6,218			
学校給食扶助費	1,003,514			
負担金	130,966	日本スポーツ振興センター共済掛金		
中央図書館	1,407,261	1,166,604	240,657	20.6%
中央図書館運営管理費	750,225	(526,370)		
中央図書館運営管理費	747,525			
(仮称) さっぽろ読書・図書館プラン2027策定費	2,700	「(仮称) さっぽろ読書・図書館プラン2027」の策定に向けた市民アンケート等の実施		
地区図書館等運営管理費	567,071	(574,761)		
地区図書館運営管理費	356,918	9館		
えほん図書館運営管理費	58,406			
図書・情報館運営管理費	151,747			
その他図書館施設運営管理費	67,965	(43,373)		
図書室・図書コーナー等運営費	15,767	34施設		
中央図書館大通カウンター運営費	19,198			
こども本の森開設準備費	33,000	「(仮称) こども本の森」の開設に向けた選書や図書館システムの導入、広報活動等の実施		
子どもの読書活動推進費	6,000	(6,100)		
読書チャレンジ・子どもの読書活動推進費	6,000	図書館デビュー等子どもの読書活動推進に係る事業の実施		

() 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈教育委員会〉部・事業名		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
中央図書館整備費		16,000	(16,000)		
中央図書館センター機能整備費		16,000			

議案第3－3号

議会の議案についての市長への意見の申出について

令和7年（2025年）1月21日提出

教育長 山根直樹

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案（別添）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記意見書のとおり意見を述べる。

意 見 書

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案は、令和7年度機構編成に伴う職員の増減に係る改正を行うものであり、その内容は適当と考える。

札幌市教育委員会

（理 由）

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案について、意見を述べるため本案を提出する。

(案)

議案第 号

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア中「7, 773人」を「7, 801人」に、「1, 509人」を「1, 537人」に改め、同号イ中「1, 104人」を「1, 109人」に改め、同号エ中「556人」を「557人」に改め、同号カ中「451人」を「448人」に改め、同条第3号ア中「296人」を「299人」に改め、同号イ中「9, 788人」を「9, 856人」に改め、同条第8号中「1, 733人」を「1, 745人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後	説明
<p>(職員の定数)</p> <p>第1条 本市職員の定数は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関である職員</p> <p>ア 一般部局に属する職員（イから力までに掲げる職員を除く。） 7,773人（福祉に関する事務所の職員 1,509人を含む。）</p> <p>イ 病院局に属する職員 1,104人</p> <p>ウ 中央卸売市場に属する職員 22人</p> <p>工 交通局に属する職員 556人</p> <p>才 水道局に属する職員 616人</p> <p>力 下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。） 451人</p> <p>(2) 議会事務局の職員 35人</p> <p>(3) 教育委員会の職員</p> <p>ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 296人</p> <p>イ 学校に属する職員 9,788人</p> <p>(4) 選挙管理委員会の職員 10人</p> <p>(5) 人事委員会事務局の職員 20人</p> <p>(6) 監査事務局の職員 27人</p> <p>(7) 農業委員会の職員 0人</p> <p>(8) 消防職員 1,733人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第1条 本市職員の定数は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関である職員</p> <p>ア 一般部局に属する職員（イから力までに掲げる職員を除く。） 7,801人（福祉に関する事務所の職員 1,537人を含む。）</p> <p>イ 病院局に属する職員 1,109人</p> <p>ウ 中央卸売市場に属する職員 22人</p> <p>工 交通局に属する職員 557人</p> <p>才 水道局に属する職員 616人</p> <p>力 下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。） 448人</p> <p>(2) 議会事務局の職員 35人</p> <p>(3) 教育委員会の職員</p> <p>ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 299人</p> <p>イ 学校に属する職員 9,856人</p> <p>(4) 選挙管理委員会の職員 10人</p> <p>(5) 人事委員会事務局の職員 20人</p> <p>(6) 監査事務局の職員 27人</p> <p>(7) 農業委員会の職員 0人</p> <p>(8) 消防職員 1,745人</p>	職員定数を変更する。

○札幌市職員定数条例

昭和 27 年 3 月 29 日条例第 12 号

[注] 平成 24 年 3 月から改正経過を注記した。

札幌市職員定数条例

(職員の定数)

第1条 本市職員の定数は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長の補助機関である職員

ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。） 7,773 人

（福祉に関する事務所の職員 1,509 人を含む。）

イ 病院局に属する職員 1,104 人

ウ 中央卸売市場に属する職員 22 人

エ 交通局に属する職員 556 人

オ 水道局に属する職員 616 人

カ 下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。） 451 人

(2) 議会事務局の職員 35 人

(3) 教育委員会の職員

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 296 人

イ 学校に属する職員 9,788 人

(4) 選挙管理委員会の職員 10 人

(5) 人事委員会事務局の職員 20 人

(6) 監査事務局の職員 27 人

(7) 農業委員会の職員 0 人

(8) 消防職員 1,733 人

一部改正〔平成 24 年条例 17 号・25 年 12 号・26 年 12 号・27 年 16 号・28 年 18 号・29 年 15 号・30 年 15 号・31 年 12 号・令和 2 年 12 号・3 年 9 号・4 年 11 号・5 年 11 号・6 年 13 号〕

(定数外の職員)

第2条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。

(1) 休職者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条の 2 第 1 項ただし書及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 1 項ただし書の許可を受けた場合を含む。）

(2) 兼務者

(3) 命令を受けて、学術研究に従事するため、3 月以上職務に従事しない者

(4) 派遣者

(5) 自己啓発等休業者

(6) 配偶者同行休業者

(7) 育児休業者

(8) 大学院修学休業者

(9) 初任教育期間中及び救急救命士養成に係る研修中の消防職員

一部改正〔平成 26 年条例 62 号〕

(定数に対する特例)

第3条 市長は、事務量の増加又は職員の代替等により特に必要と認めるときは、予算の範囲内で次に掲げるところにより第1条に掲げる定数を超えて職員を増員することができる。

(1) 病院局、中央卸売市場、交通局及び水道局に属する職員並びに下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。）にあつては、各総定数に100分の4を乗じて得た人数（その人数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）まで

(2) 前号に規定する職員以外の職員にあつては、各総定数に100分の2を乗じて得た人数（その人数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）まで

2 教育委員会の職員にあつては、事務局及び学校以外の教育機関に属する職員と学校に属する職員との相互間において増減することができる。

3 市長は、第1条第2号から第8号までに掲げる職員を同条第1号の定数を超えて市長の補助機関である職員に併せて採用することができる。

一部改正〔平成28年条例18号・29年15号〕

附 則

1 この条例は、昭和27年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第1号の規定の適用については、平成4年4月1日から平成9年3月31日までの間においては、同号中「100分の2」とあるのは、「100分の4」とする。

附 則（昭和35年条例第7号）

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年条例第7号）

1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

2 札幌市消防職員定員条例（昭和24年条例第26号）は、廃止する。

附 則（昭和36年条例第19号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年条例第2号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年条例第10号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第4号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第5号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第1号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年条例第2号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年12月14日から適用する。

附 則（昭和44年条例第23号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第19号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第14号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第34号）

1 この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第8号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第9号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第7号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第16号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第5号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第1号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第8号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第27号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第3号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第3号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第3号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第27号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第1条第7号の改

正規定は、昭和59年5月14日から施行する。

附 則（昭和60年条例第7号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 7 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 8 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 30 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 11 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 12 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 22 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成 2 年規則第 47 号で平成 2 年 7 月 1 日から施行）

附 則（平成 3 年条例第 3 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 14 号抄）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。（平成 3 年規則第 31 号で平成 3 年 7 月 1 日から施行）

附 則（平成 4 年条例第 48 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 10 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 13 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 7 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 38 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 5 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 8 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 14 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第9号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第3号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第4号抄）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第8号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第15号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第109号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第56号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第62号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第16号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 18 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 15 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 15 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 12 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 12 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 9 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 11 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 11 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 13 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならぬ。

教育委員会の定数について（札幌市職員定数条例の改正）

1 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員

令和6年度 296人 → 令和7年度 299人 (+3人)

増員	減員	増減
■学校教育部 教育推進課 ・児童生徒担当（係長）(+1) ・学校相談支援担当（係長）(+1) ・特別支援教育推進担当（係長）(+1)	■学校教育部	+3
+3		+3

2 学校に属する職員

令和6年度 9,788人 → 令和7年度 9,856人 (+68人)

増員	減員	増減
	■校長 ・中学校 ・幼稚園	▲ 5 (▲ 1) (▲ 4)
■教諭 ・小学校 ・中学校 ・特別支援学校	■教諭 ・小学校 ・幼稚園	+102 ▲ 76 (▲ 44) (▲ 32)
	■養護教諭 ・小学校 ・幼稚園	▲ 6 (▲ 2) (▲ 4)
	■学校事務職員 ・小学校 ・中学校	▲ 3 (▲ 2) (▲ 1)
	■栄養教諭等 ・小学校 ・中学校	▲ 3 (▲ 1) (▲ 2)
	■調理員 ・小学校	▲ 8 (▲ 8)
	■用務員 ・小学校 ・中学校	▲ 7 (▲ 4) (▲ 3)
	■学校業務員 ・高等学校 ・特別支援学校	▲ 2 (▲ 1) (▲ 1)
+		▲ 110 +68

議会の議案についての市長への意見の申出について

令和7年（2025年）1月21日提出

教育長 山根直樹

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案（別添）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき、下記意見書のとおり意見を述べる。

意見書

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、時間外勤務の免除の対象となる教育職員の範囲を拡大し、教育職員に対する仕事と介護との両立を支援する制度の周知を徹底する等のものであり、その内容は適当と考えます。

札幌市教育委員会

（理由）

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について意見を述べるため、本案を提出する。

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例案

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成 28 年条例第 47 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、第 17 条及び第 18 条」を「及び第 17 条から第 20 条まで」に改め、同項の表第 18 条の項中「第 18 条」を「第 20 条」に改め、同条第 2 項中「養育」とあり、同条第 2 項中「3 歳に満たない」を「養育する」とあり、並びに同条第 2 項及び第 3 項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「養育」とあり、及び同条第 3 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」を「養育する」に、「介護」を「介護する」に、「における」を「に」に、「である」を「で」に、「がある」を「が」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において改正後の第 2 条第 1 項において読み替えて準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成 6 年条例第 39 号）第 8 条第 2 項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、当該規定による請求（その 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする教育職員は、同日前においても当該規定の例により、当該請求をすることができる。

(理 由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、時間外勤務の免除の対象となる教育職員の範囲を拡大し、教育職員に対する仕事と介護との両立を支援する制度の周知を徹底する等のため、本案を提出する。

【改正概要】札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（以下「教育勤務条件条例」という。）の一部改正について

1 仕事と介護の両立支援制度の周知の徹底等（第2条第1項関係）

育児介護休業法の一部改正、人事委員会の報告及び札幌市職員の勤務条件に関する条例（以下「市勤務条件条例」という。）の改正予定を踏まえ、教育委員会に対して次のとおり義務付けることとする。

- (1) 教育委員会は、教育職員が、家族の介護に直面した旨を申し出たときは、当該教育職員に対して、介護休暇に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の介護に関する事項を知らせるとともに、介護休暇の承認の請求及び介護両立支援制度等の利用に係る承認の請求（以下これらを「介護に係る承認の請求」という。）に係る当該教育職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- (2) 教育委員会は、教育職員が、人事委員会規則で定める期間の始期に達したときは、当該教育職員に対して、当該期間内に、介護休暇に関する制度、介護両立支援制度等その他の介護に関する事項を知らせなければならない。
- (3) 教育委員会は、教育職員が上記(1)の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。
- (4) 教育委員会は、介護に係る承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 教育職員に対する介護休暇及び介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - イ 介護休暇及び介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - ウ その他介護休暇及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

2 規定整備（第2条第2項関係）

市勤務条件条例第8条第2項の改正に伴う所要の規定整備を行う。

3 教育勤務条件条例の改正を要しない教育職員の勤務条件の変更

教育職員の勤務条件については、市勤務条件条例第8条第2項の規定を読み替えて準用しているため、同項の改正により、教育委員会が原則として時間外勤務をさせてはならない教育職員の範囲が、「3歳に満たない子を養育する教育職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教育職員」へ拡大されることとなる。

4 施行期日

育児介護休業法の一部改正及び市勤務条件条例の一部改正の施行に合わせて、令和7年4月1日から施行する。

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
(教育職員の勤務条件)		
第2条 教育職員の勤務時間その他の勤務条件については、次項 及び第3項、次条並びに第3条に定めるもののほか、札幌市職 員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号。以下「市勤 務条件条例」という。）第2条から第7条まで、第8条（第4 項を除く。）、第9条（第3項を除く。）、第10条（第2項を 除く。）、第11条から第15条まで、第15条の2（第3項を除く。）、 第16条第1項、 <u>第17条及び第18条</u> の規定を準用する。こ の場合において、これらの規定中「任命権者」とあるのは「教 育委員会」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる市勤務条 件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省略)		
第18条	地方公務員法第22条 の2第1項に規定す る会計年度任用職員 及び同法第22条の3 第1項若しくは第26 条の6第7項第2号	地方公務員法第 22条の2第1項 に規定する会計 年度任用職員、 同法第22条の3 第1項又は女子
(教育職員の勤務条件)		
第2条 教育職員の勤務時間その他の勤務条件については、次項 及び第3項、次条並びに第3条に定めるもののほか、札幌市職 員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号。以下「市勤 務条件条例」という。）第2条から第7条まで、第8条（第4 項を除く。）、第9条（第3項を除く。）、第10条（第2項を 除く。）、第11条から第15条まで、第15条の2（第3項を除く。）、 第16条第1項 <u>及び第17条から第20条までの</u> 規定を準用する。こ の場合において、これらの規定中「任命権者」とあるのは「教 育委員会」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる市勤務条 件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(現行のとおり)		
第20条	地方公務員法第22条 の2第1項に規定す る会計年度任用職員 及び同法第22条の3 第1項若しくは第26 条の6第7項第2号	地方公務員法第 22条の2第1項 に規定する会計 年度任用職員、 同法第22条の3 第1項又は女子

	又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員	教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時的に任用される職員及び地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員		又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員	教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時的に任用される職員及び地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員
2	市勤務条件条例第8条第1項から第3項までの規定は、前項において読み替えて準用する市勤務条件条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する教育職員について準用する。この場合において、市勤務条件条例		2	市勤務条件条例第8条第1項から第3項までの規定は、前項において読み替えて準用する市勤務条件条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する教育職員について準用する。この場合において、市勤務条件条例	

第8条第1項から第3項までの規定中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、同条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育_____とあり、_____同条第2項中「3歳に満たない_____子のある職員が、当該子を養育_____とあり、及び同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教育職員が、当該要介護者を介護_____と、同条第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、同条第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第8条第1項から第3項までの規定中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、同条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するとあり、並びに同条第2項及び第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する_____とあるのは「要介護者のある教育職員が、当該要介護者を介護すると、同条第1項中「深夜に_____」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に_____と、同条第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難で_____」とあるのは「公務の運営に支障が_____」と読み替えるものとする。

市勤務条件条例
第8条第2項の
改正に対応した
改正

議案第3－5号

議会の議案についての市長への意見の申出について

令和7年（2025年）1月21日提出

教育長 山根直樹

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案（別添）のうち、札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記意見書のとおり意見を述べる。

意 見 書

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案は、北区篠路町上篠路の一部区域について町の区域を新たに画することに伴う規定整備により上篠路中学校の位置を「札幌市北区篠路1条11丁目」と改めるものであり、この内容は適当と考えます。

札幌市教育委員会

（理 由）

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案について意見を述べるため、本案を提出する。

札住情第 6355 号

令和 7 年（2025 年）1 月 7 日

札幌市教育委員会

教育長 山根 直樹 様

札幌市長 秋元 克広

条例案に対する意見聴取について（依頼）

令和 7 年第 1 回定例市議会において提出予定の下記 1 の条例案のうち、札幌市立学校設置条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、当該条例案に係る貴委員会の意見を求めます。

記

1 札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部を改正する
条例案

2 町の区域を新たに画する件（参考）

デジタル戦略推進局スマートシティ推進部

住民情報課住居表示係

担当：長和

電話 011-211-2496 fax 011-218-5191

議案第 号

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部
を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部
を改正する条例

（札幌市区の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市区の設置等に関する条例（昭和 46 年条例第 25 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表及び別表北区の項中「篠路 1 条 10 丁目」を「篠路 1 条
11 丁目」に改める。

（札幌市立学校設置条例の一部改正）

第 2 条 札幌市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部を次のように
改正する。

別表（2）中学校の表中「札幌市北区篠路町上篠路」を「札幌市北区篠路
1 条 11 丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（理 由）

北区篠路町上篠路の一部区域について町の区域を新たに画することに伴う規
定整備を行うため、本案を提出する。

札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考																
別表	別表																	
(1) 小学校 (省略)	(1) 小学校 (現行のとおり)																	
(2) 中学校	(2) 中学校																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(以上省略)</td><td>(以上省略)</td></tr> <tr> <td>札幌市立上篠路中学校</td><td>札幌市北区<u>篠路町上篠路</u></td></tr> <tr> <td>(以下省略)</td><td>(以下省略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(以上省略)	(以上省略)	札幌市立上篠路中学校	札幌市北区 <u>篠路町上篠路</u>	(以下省略)	(以下省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(以上現行のとおり)</td><td>(以上現行のとおり)</td></tr> <tr> <td>札幌市立上篠路中学校</td><td>札幌市北区<u>篠路1条11丁目</u></td></tr> <tr> <td>(以下現行のとおり)</td><td>(以下現行のとおり)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(以上現行のとおり)	(以上現行のとおり)	札幌市立上篠路中学校	札幌市北区 <u>篠路1条11丁目</u>	(以下現行のとおり)	(以下現行のとおり)	
名称	位置																	
(以上省略)	(以上省略)																	
札幌市立上篠路中学校	札幌市北区 <u>篠路町上篠路</u>																	
(以下省略)	(以下省略)																	
名称	位置																	
(以上現行のとおり)	(以上現行のとおり)																	
札幌市立上篠路中学校	札幌市北区 <u>篠路1条11丁目</u>																	
(以下現行のとおり)	(以下現行のとおり)																	
(3) 義務教育学校～(7) 幼稚園 (省略)	(3) 義務教育学校～(7) 幼稚園 (現行のとおり)	町名整備に伴う規定整備																

議案第3-6号

議会の議案についての市長への意見の申出について

令和7年（2025年）1月21日提出

教育長 山根直樹

議会の議決に付すべき契約に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記意見書のとおり意見を述べる。

意 見 書

議会の議決に付すべき契約に係る議案は、新琴似北中学校改築ほか工事（主体工事）、新琴似北中学校改築ほか冷暖房衛生設備工事及び明園小学校校舎棟解体ほか工事について、工事請負契約を締結するものであり、この内容は適当と考えます。

札幌市教育委員会

（理由）

議会の議決に付すべき契約に係る議案について意見を述べるため、本案を提出する。

札契管第 1898 号

令和 7 年（2025 年）1 月 17 日

札幌市教育委員会

教育長 山根直樹様

札幌市長 秋元克広

議会の議決に付すべき契約に係る議案に対する意見聴取について（依頼）

令和 7 年第 1 回定例市議会において提出を予定しております下記の議会の議決に付すべき契約に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、当該議案に係る貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 新琴似北中学校改築ほか工事請負契約締結の件
- 2 新琴似北中学校冷暖房衛生設備工事請負契約締結の件
- 3 明園小学校校舎棟解体ほか工事請負契約締結の件

議案第 号

新琴似北中学校改築ほか工事請負契約締結の件

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工事名 新琴似北中学校改築ほか工事（主体工事）
- 2 工事場所 札幌市北区新琴似10条10丁目949番地2ほか
- 3 契約金額 2,618,000,000円
- 4 契約の相手方 札幌市中央区南1条西7丁目16番2
岩倉建設株式会社
取締役社長 鈴木泰至
- 5 しゅん功期限 令和9年1月29日

（理由）

新琴似北中学校改築ほか工事（主体工事）の請負契約を締結するため、本案を提出する。

新琴似北中学校冷暖房衛生設備工事請負契約締結の件

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工事名 新琴似北中学校改築ほか冷暖房衛生設備工事
- 2 工事場所 札幌市北区新琴似10条10丁目949番地2ほか
- 3 契約金額 695,640,000円
- 4 契約の相手方 札幌市東区北19条東7丁目3番25号
株式会社ダンテック
代表取締役 出村知佳子
- 5 しゅん功期限 令和9年1月29日

(理由)

新琴似北中学校改築ほか冷暖房衛生設備工事の請負契約を締結するため、本案を提出する。

明園小学校校舎棟解体ほか工事請負契約締結の件

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

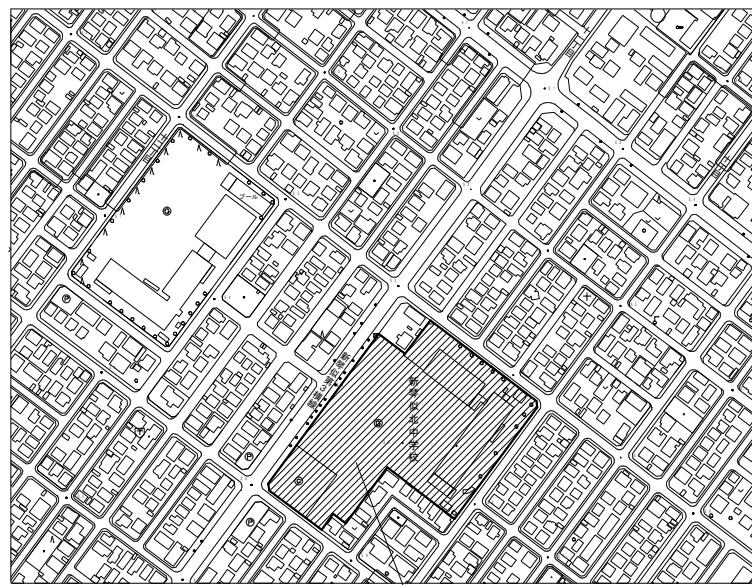
- 1 工事名 明園小学校校舎棟解体ほか工事
- 2 工事場所 札幌市東区北19条東14丁目1番地
- 3 契約金額 463,100,000円
- 4 契約の相手方 札幌市北区新琴似7条17丁目4番3号
株式会社藤井工務店
代表取締役社長 藤井 公人
- 5 しゅん功期限 令和8年3月6日

(理由)

明園小学校校舎棟解体ほか工事の請負契約を締結するため、本案を提出する。

参考：「新琴似北中学校改築ほか工事（主体工事）」付近見取図及び配置図

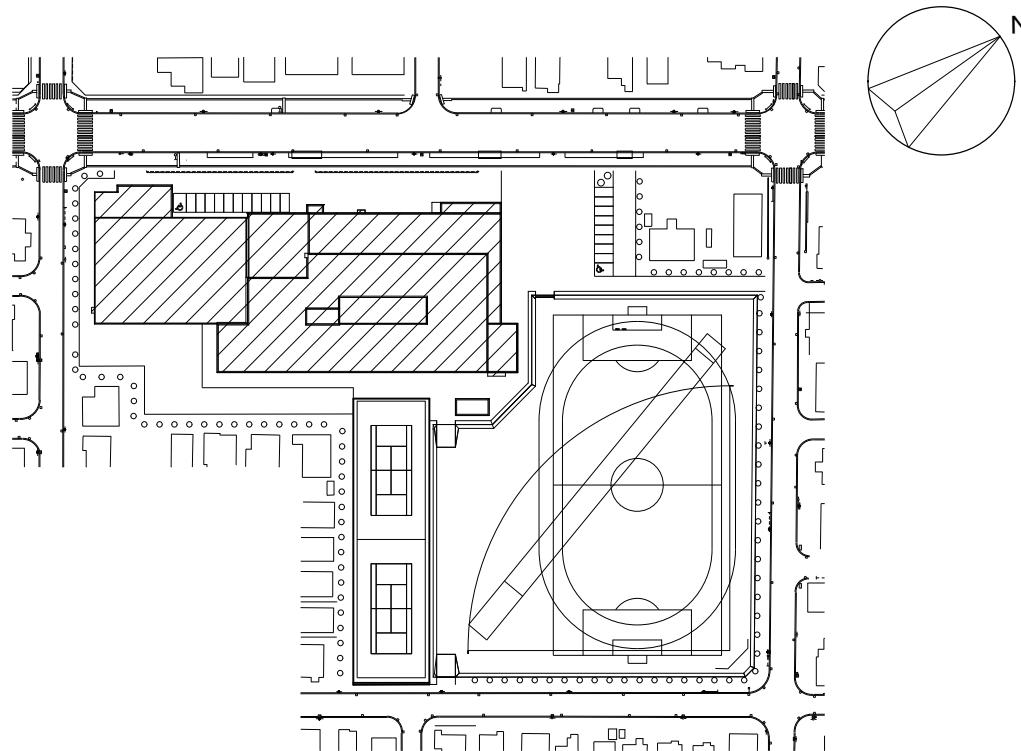
付近見取図



凡例：工事場所

札幌市北区新琴似10条10丁目949番地2ほか

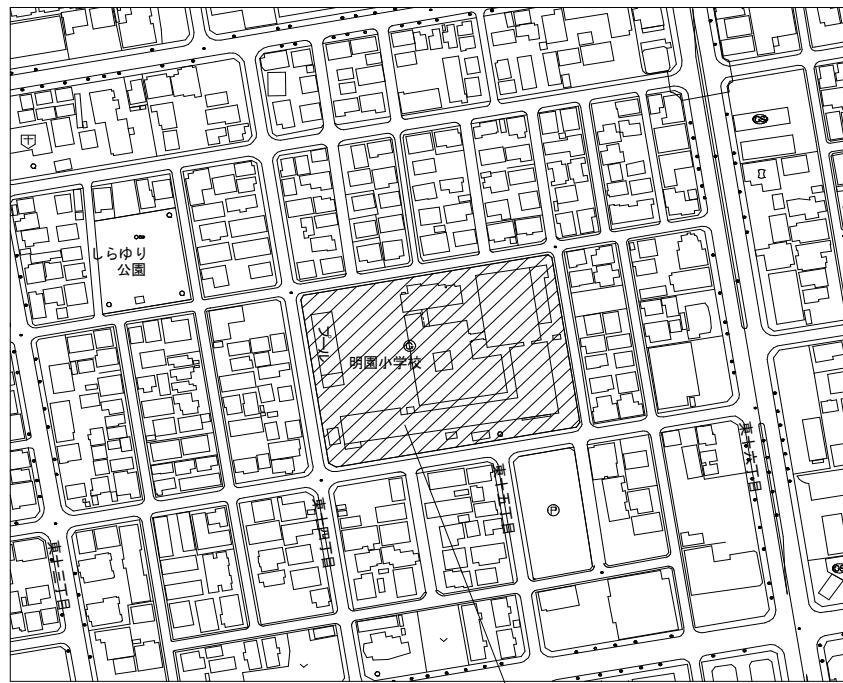
配置図



凡例：改築範囲

付近見取図

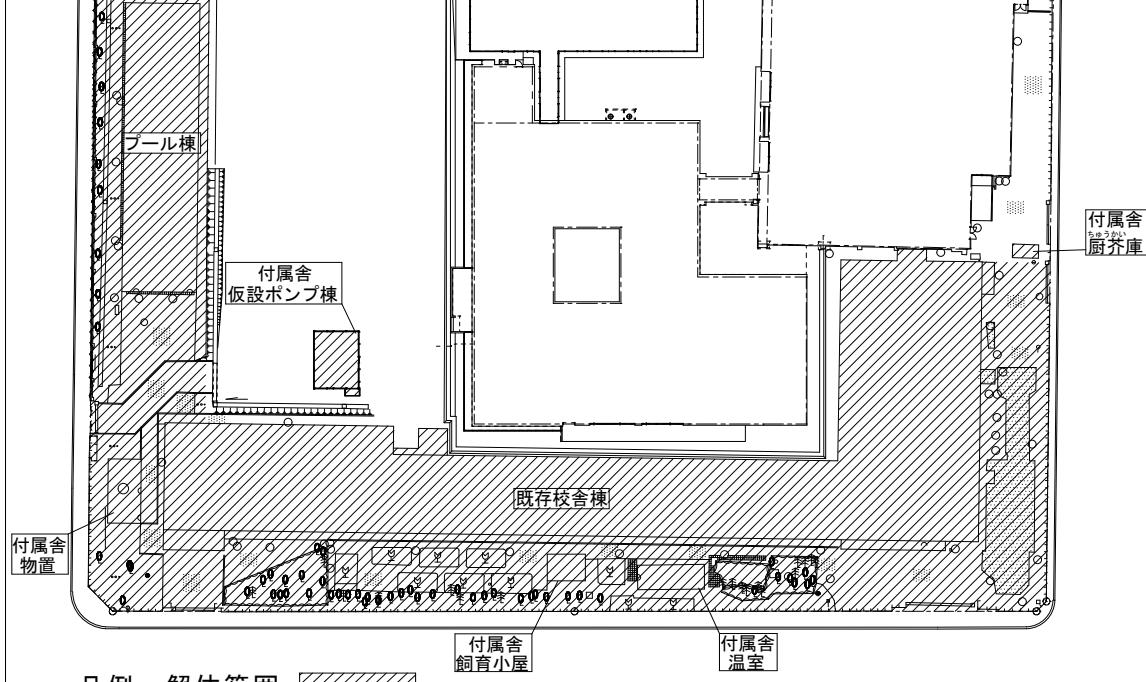
参考：「明園小学校校舎棟解体ほか工事」付近見取図及び配置図



凡例：工事場所

札幌市東区北19条東14丁目1番地

配置図



凡例：解体範囲